

投稿要領

2015年7月制定

2021年9月改訂

2022年3月改訂

1 適用の範囲

この要領は、『関西大学芸術学美術史研究学会 e ジャーナル』（以下『e ジャーナル』）への投稿に適用する。

2 掲載の範囲

『e ジャーナル』には、論文、研究ノート、調査報告、資料紹介及びその他の情報を掲載する。

3 投稿原稿

- (1) 投稿原稿（以下「原稿」という。）は、未発表のものに限り、かつ芸術学美術史研究の研究目的に寄与し得るものとする。
- (2) 論文は原則として本文・註を含めて一篇 20,000 字以内、挿図は 20 枚以内を基準とし、研究動向、新資料紹介、書評などを投稿する場合は、一篇 8,000 字以内、挿図は 5 枚以内を基準とする。
- (3) 論文、研究動向等、いずれの場合も、原則として一回の投稿は完結した一篇に限る。
- (4) 原稿は、和文を原則とし、それ例外の言語の場合は編集委員会の決定にしたがう。
- (5) 投稿締切日は、編集委員会が随時決定する。
- (6) 原稿の提出は、ワープロ印字原稿（横書）を原則とする。完全な形で提出する。提出後の内容変更や書き加えは認められない。ワープロ印字原稿は、CD等に保存して郵送するか、または、添付ファイルの形で送付する。
- (7) 原稿は、事務局宛に送付する。
- (8) 挿図に用いる写真の掲載許可については、投稿者が自らの責任において、日本における慣行に配慮しつつ、しかるべき手続きをとる。ただし学会は必要に応じて、許可を求める依頼状を作成する。なお、許可に要する費用は投稿者負担とする。
- (9) 論文に使用する挿図には、「執筆者撮影」等を含め、出典を明記する。
- (10) 採用決定通知をうけた投稿者は、執筆者として、ただちに日本語 1,200 字程度に相当する欧文要約を提出しなければならない。

4 投稿者の資格

- (1) 投稿者は、原則として関西大学芸術学美術史研究学会会員とする。
- (2) その他、編集委員会が投稿を認めた者も投稿資格を有する。

(3) 投稿者は、投稿者カードを作成する。

5 審査

投稿原稿は、編集委員会や査読委員による査読を行い、その結果を踏まえて編集委員会が掲載の可否を判断する。

6 著作権

(1) 『eジャーナル』に掲載された論文等の著作権は、著者及び翻訳者に帰属する。

(2) 著者及び翻訳者は、『eジャーナル』への掲載にあたり、関西大学芸術学美術史研究学会に対して無償で著作物の複製権（著作権法第21条）及び公衆送信権（同法第23条）を許諾し、かつ、関西大学芸術学美術史研究学会が第三者に対してそれらの権利を再許諾することについて同意するものとする。

7 その他

この規定に記されていない事項については、編集委員会が判断する。